

富士宮市サテライトオフィス等誘致支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

静岡県富士宮市

商工振興課

この実施要領は、富士宮市が実施する「富士宮市サテライトオフィス等誘致支援業務(以下「本業務」という。)」の事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

富士宮市サテライトオフィス等誘致支援業務

(2) 業務内容

別添「富士宮市サテライトオフィス等誘致支援業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)記載のとおり。ただし、契約時における業務仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

(3) 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日(水)まで

2 委託費

本業務に関する費用は、以下のとおりである。なお、金額は、単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

【委託上限金額】 5,800千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

3 選定スケジュール

選定に関するスケジュールは下表のとおりとする。

	項目	期間・期日
選定スケジュール	募集開始	令和8年6月1日(月)
	企画提案書等に関する質疑受付	令和8年6月8日(月)12時まで
	企画提案書等に関する質疑への回答	令和8年6月17日(水)
	参加申請書受付期限	令和8年6月8日(月)17時まで
	参加資格結果通知	令和8年6月17日(水)17時までに電子メールで
	企画提案書等提出期限	令和8年6月24日(水)17時まで
	審査会(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年7月8日(水)
	審査結果通知書の交付	令和8年7月17日(金)17時までに電子メールで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 富士宮市物品購入等入札参加業者の資格を有する者
- (2) 参加申込み時点で、富士宮市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱又は富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱における入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 同種・類似業務の受託実績を有すること(公共や民間を問わない。)
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。
- (8) 富士宮市暴力団排除条例(平成 24 年富士宮市条例第 25 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (9) 同一事業者が複数の参加をしていないこと。

5 参加申請書の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年 6 月 8 日(月) 17 時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- (3) 提出先 〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 番地
富士宮市産業振興部商工振興課(富士宮市役所 4 階)

(4) 提出書類

以下の書類を各 1 部提出書すること。

- ア 参加申請書【様式 2】
- イ 誓約書【様式 3】
- ウ 会社概要書【様式 5】
- エ 業務実績書【様式 6】

6 参加資格結果通知について

参加申請書を受理した後、参加資格要件を満たすと認めた者を有資格者として取り扱う。全ての参加申込者に対し、期日までに、参加申請書に記載された連絡先に参加資格通知書【様式 7】を電子メールで通知する。

なお、有資格者が6者以上の場合は、選定委員会において、提出された書類により【別紙1】富士宮市サテライトオフィス等誘致支援業務委託に係る評価基準に基づき審査を実施し、上位5者以内に選定する。

7 参加辞退について

参加申請書提出日以降に参加を辞退する場合は、商工振興課へ電話連絡のうえ、辞退届【様式8】を提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。また、参加資格結果通知後の辞退は、原則認めない。

8 企画提案書等の提出

参加資格通知において有資格者とされた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年6月24日(水)17時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- (3) 提出先 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地
富士宮市産業振興部商工振興課(富士宮市役所4階)
- (4) 提出部数 10部(正本1部、副本9部)
- (5) 提出書類

ア 企画提案書

【様式9】を表紙として使用し、必要な事項を記載すること。

イ 企画提案に関する資料

(ア) 企画提案内容記載資料

任意様式にて提案を行うこと。プレゼンテーションの時間内で提案内容を全て説明できるようにすること。

(イ) 見積書

任意様式にて金額及び全ての費用の明細について明示すること。なお、見積書は提案に係る費用を確認するためのものであり、契約金額を保証するものではない。

※企画提案書について、用紙はA4版を基本(図表等でA3版を使う場合はA4版に折って使用)とし、製本すること。印刷については、片面・両面は問わない。

9 企画提案書等に関する質疑受付について

- (1) 受付期間 令和8年6月8日(月)12時まで
- (2) 提出方法

質問書【様式1】を電子メールにて下記メールアドレス宛てに提出し、受信状況を電で確認すること。

メールアドレス：shoko@city.fujinomiya.lg.jp

電話：0544-22-1154

※電子メール以外での質疑は一切受け付けない。

10 企画提案書等に関する質疑への回答について

令和8年6月17日(水)17時(予定)までに、全ての参加者に対して、回答を電子メールにて送信する。

11 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属する。ただし、富士宮市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限後は、記載された内容の修正又は変更を認めない。
- (4) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、富士宮市情報公開条例(平成15年富士宮市条例第29号)の規定に基づき、提出書類を公表する場合があるものとする。

12 審査会(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1) 期 日 令和8年7月8日(水)

(2) 場 所 410 会議室(富士宮市役所4階)

※時間については個別に連絡する。

(3) 出席者 出席者は3名以内とする。

(4) 所要時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内、計30分以内とする。

(5) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、紙面及びプロジェクターの使用も可とする。また、提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加資料の提出は一切認めない。ただし、説明用パワーポイント等の編集は可とする。

(6) 実施順 企画提案書の受理順とする。

(7) 映像機器等の使用

プロジェクター、スクリーン、マイクは本市で用意する。それに接続するパソコン等の機材は説明者側で用意するものとする。また、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション前の10分以内とする。

(8) その他

審査内容や採点等に関する問合せは一切回答しない。プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

13 審査について

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーション(ヒアリング)により審査(審査基準：別紙1)を実施し、その結果に基づいて契約候補者を決定する。
- (2) 最高得点者が複数の場合は見積額がより廉価であった者を契約候補者とし、見積額が同額であった場合はくじ引きにより決定する。

14 審査結果の通知

期 日 令和8年7月17日(金) 【様式10】

15 参加申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 参加申込書の提出以降、入札参加の停止を受けた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為等、選定委員会
が失格であると認めた場合

16 契約

プロポーザルの審査結果に基づき、富士宮市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。ただし、選定した者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、次点であった者を契約候補者と選定する。

17 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 業務を遂行するに当たり知り得た情報について、富士宮市の許可を得ることなく外部に漏らしてはならない。

18 問合せ先

富士宮市産業振興部商工振興課 工業振興・労政係

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地

電 話 0544-22-1154

F A X 0544-22-1385

メールアドレス：shoko@city.fujinomiya.lg.jp